

令和元年台風19号で被災された方々の県営水道料金を減免します

県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)の県営住宅等に避難される被災された方々の水道料金を全額免除します。

また、県営水道給水区域において、住家が浸水等により被害を受けた方々の水道料金を全額(床上浸水)または一部(床下浸水)免除します。

1 避難先宅に係る減免

(1)対象者

県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)の県営住宅等に避難される被災された方々

(2)減免額及び期間

全額免除 公営住宅に入居している期間(最大1年間)

* 公営住宅(県営住宅、市営住宅、県職員宿舎、県教職員住宅)

2 被災宅に係る減免

(1)対象者

住家が浸水等により被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方

(2)減免額及び期間

①全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水以上)の場合

令和元年10月及び11月分の水道料金を全額免除

②一部損壊(床下浸水)の場合

令和元年10月分使用水量から8m³を減量し、一部免除

3 提出書類

減免申請書、り災証明書を川中島水道管理事務所、上田水道管理事務所へ提出してください。

* 受付窓口は、順次増設予定です。

詳細については、今後、ホームページ等によりお知らせします。

4 その他

今後、借上型応急仮設住宅(賃貸アパート等)への入居者の方についても水道料金の減免を予定しています。

また、水道料金の納付についても相談を行っていますので、下記までご連絡ください。

5 水道料金の減免、納付の相談に関するお問い合わせ先

【長野市(篠ノ井・川中島・更北地区)、千曲市(旧更埴市)にお住まいの方】

ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所 0120-971-105(フリーダイヤル) 026-286-1815

川中島水道管理事務所 026-284-1700

【上田市、千曲市(旧上山田町・戸倉町)、坂城町にお住まいの方】

ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所 0120-971-124(フリーダイヤル) 0268-29-0810

上田水道管理事務所 0268-22-2110

確かな暮らしが営まれる美しい信州

～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



水の恵みを未来へつなぐ

長野県企業局



企業局 水道事業課
(課長) 竹花 顕宏
(担当) 寺島 裕之 高橋 朋克
電話 026-235-7381(直通)
026-232-0111(代表) 内線 3937
FAX 026-235-7388
E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp